

# 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

## 臨時代理の理由

「川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第3条第1項の規定に基づき、緊急やむを得ない事情があるため、教育長が平成29年3月31日に臨時に代理をし、一部改正規則及び一部改正訓令を制定したものを

## 1 川崎市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について

### (1) 制定理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この規則を制定するもの

### (2) 改正の概要

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、引用条文の条ずれに対応するもの

### (3) 施行日

平成29年4月1日

## 2 川崎市教育委員会職員出勤記録整理規程等の一部を改正する訓令の一部を改正する訓令の制定について

### (1) 制定理由

教育公務員特例法施行令の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この訓令を制定するもの

### (2) 改正の概要

平成29年3月23日の教育委員会会議で可決された「川崎市教育委員会職員出勤記録整理規程等の一部を改正する訓令」の第7条において「川崎市立高等学校の教職員の休職者の給与に関する規程」の一部改正を行ったが、教育公務員特例法施行令の一部改正に伴い、引用条文の条ずれに対応するもの

【参考】川崎市教育委員会職員出勤記録整理規程等の一部を改正する訓令（平成29年川崎市教育委員会訓令第2号）

第1条 川崎市教育委員会職員出勤記録整理規程の一部改正

第2条 川崎市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部改正

第3条 川崎市教育委員会職員の育児休業等に関する規程の一部改正

第4条 川崎市教育委員会職員研修規程の一部改正

第5条 川崎市教育委員会職員の人事評価等に関する規程の一部改正

第6条 教員特殊業務手当の支給に関する規程の一部改正

第7条 川崎市立高等学校の教職員の休職者の給与に関する規程の一部改正

\* 公布日：平成29年3月30日

施行日：平成29年4月1日

### (3) 施行日

公布の日（平成29年3月31日）から施行

## 川崎市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

川崎市学校運営協議会規則（平成18年川崎市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第47条の5」を「第47条の6」に改める。

### 附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

## 制 定 理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この規則を制定するものである。

川崎市学校運営協議会規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市学校運営協議会規則 平成18年3月16日教委規則第2号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第47条の6</u>に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定める。</p> <p>(以下 略)</p>	<p>○川崎市学校運営協議会規則 平成18年3月16日教委規則第2号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第47条の5</u>に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定める。</p> <p>(以下 略)</p>

川崎市教育委員会職員出勤記録整理規程等の一部を改正する訓令の一部  
を改正する訓令

川崎市教育委員会職員出勤記録整理規程等の一部を改正する訓令（平成29  
年川崎市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第7条のうち川崎市立高等学校の教職員の休職者の給与に関する規程本則の  
改正規定中「市立学校（看護短期大学を除く。）」に」の次に「、「第10  
条第2項」を「第9条第2項」に」を加える。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

## 制 定 理 由

教育公務員特例法施行令の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この訓令を制定するものである。

川崎市立高等学校の教職員の休職者の給与に関する規程の一部を改正する訓令の一部を改正する訓令 新旧対照表【第7条関係】

改正後	改正前
<p>○川崎市立高等学校の教職員の休職者の給与に関する規程の一部を改正する訓令</p> <p style="text-align: right;">平成29年3月30日教委訓令第2号</p> <p>題名中「川崎市立高等学校」を「川崎市立学校」に改める。                      本則中「昭和32年条例第29号」を「昭和32年川崎市条例第29号」に、「川崎市立高等学校」を「市立学校（看護短期大学を除く。）」に、  <u>「第10条第2項」を「第9条第2項」に改める。</u></p>	<p>○川崎市立高等学校の教職員の休職者の給与に関する規程の一部を改正する訓令</p> <p style="text-align: right;">平成29年3月30日教委訓令第2号</p> <p>題名中「川崎市立高等学校」を「川崎市立学校」に改める。                      本則中「昭和32年条例第29号」を「昭和32年川崎市条例第29号」に、「川崎市立高等学校」を「市立学校（看護短期大学を除く。）」に改める。</p>